

議第98号

三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和42年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「^こ禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第8条第2項第2号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の改正規定（同条第2号中「^こ禁錮」を「禁錮」に改める部分及び同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士